令和 3年度「年間活動計画|

大矢船自治会は会員相互の親睦と団結を図るとともに、健康で文化的な生活環境の向上と、 住みよい町づくりをめざし、各専門部は下記の活動を実施する。

記

1. 書記

(1)議事録の作成と管理

総会・役員会・共有を要する会合等の議事録の作成と管理を担当する。

(2)自治会員名簿の管理

入会及び退会情報を総務部から受け取り、会員名簿の改変を行い現状把握が出来るように努める。

(3)「自治会会則」等規則集の管理

総務部と共に会則の管理を行い、総会決議により改訂等がある場合はその改訂内容を纏めて 通知書を作成し、会員に周知出来るよう手続きする。

2. 総務部

- (1)自治会事務局業務
- ① 会員戸数を把握
- ② 住所録・地図の作成
- ③ 自治会名簿の作成
- ④ 自治会会則の管理
- ⑤ 総会の準備
 - 資料作成、当日進行補助
 - ・総会後、「年間活動計画」作成、全戸配布
- (2)関係団体・関連事業への参画
 - ・加賀田中学校区青少年健全育成会へ派遣(部員5名)
- (3)お地蔵さんの清掃、供花管理(年間24回)
- (4)自治会館の備品・消耗品の管理、購入
 - ・コピー機・コピー用紙・文具など一般消耗品の管理
- (5)自治会行事の実施
 - ・夏祭り等への協力

3. 企画・広報部

(1)企画関係

- ① 新入生歓迎(記念品贈呈のみとし、歓迎会は実施しません)
- ② 夏祭り
- ③ 敬老のお祝い (記念品贈呈のみ、対象者については今後検討の予定です)
- ④ ファミリーハイキング
- ⑤ クリスマス会
- ⑥ ファミリーコンサート
- ⑦ 卒業生歓送会(記念品贈呈のみ)尚、今後のイベントを充実させるために、アンケートを実施予定です。

(2)広報関係

- ①「自治会便り」等の作成と回覧
- ② 回覧・連絡の体制整備と実施。

配布物について、従来広報部長宅へ届けられていましたが、自治会作成の配布物におきまして

自治会館内に配布物置き場を設け、そこに置いて頂く事にします。尚、広報部長へ配布物がある旨を連絡するのみにさせて頂きます。

③ 広報掲示板・住居表示板の管理と見直し

4. 会計

(1)会計処理

会計規定に基づき、厳正且つ迅速な会計処理を行う。

具体的な事務処理については、別に定めるマニュアル「会計に関する役割(班長用)」に 基づき処理する。

(2)月次報告

資金の透明化を図るため、各部からの収支情報を基に、自治会収支状態を月次にて役員会に 報告する。又、年に一度、会計監査を受け、その結果を総会に報告し承認を得る。

(3)予算の収入・支出

具体的な予算の収入・支出については、別表「予算書」の通りとする。

(4)助成金、補助金の給付

助成金、補助金の給付に当たっては申請書(会計部書式)を受領後、役員会で審議し、 正当性、給付額、給付時期を最終決定する。(従来の自動給付は行わない。)

(5)経費削減

固定費(コピー機、リース費、保険料など)の削減を検討する。

5. 保全部

(1)環境保全関係

- ① 空地・空家対策:全戸調査の上、市役所に報告し進捗を確認する。
- ② 年間2回(6月、10月第一日曜日)の大掃除の実施
- ③ 公園の美化:市の美化管理の補充
- ④ ごみ集積場所のカラスネットの運用状況把握
- (2)防犯関係
- ① 地区内防犯灯(465灯)の管理維持:故障受付は市役所
- ② 防犯灯補助金の交付申請
- ③ 地区内5台の防犯カメラのデータ確認と保守
- (3)防災関係
- ① 自主防災委員会の防災講習、訓練に参加する。
- ① 地蔵盆の運営協力(車や人の誘導、安全確保)
- ② 歳末警戒(夜回り)の実施
- ③『無事ですカード』の作成・配布

6. 会館管理部

自治会館利用規定により自治会館の運営と管理を行う。

- (1)会館利用者予約の受付及び利用スケジュールの管理
- ① 利用時間:午前9時~午後10時まで
- ② 2ヶ月前より会館利用申込書にて受け付ける。
- ③月別利用予定表を作成し鍵当番に配布する。
- ④ 月初めに館内ホワイトボードに利用予定を記入する。 (部長・副部長)
- (2)会館鍵の受け渡し

② 年間利用者、自治会認定団体に会館利用説明会を開催のうえ、1年間の鍵の保管を認める。但し、承諾書の提出が必要。

<u>(3)利用料金の徴収</u>

- ① 年間利用者:基本2ヶ月分前払い(部長・副部長)希望により4ヶ月、6ヶ月分も受付可能。
- ② 一時利用者:その都度支払い(部長・副部長)鍵当番も担当する。

(4)金融機関への預け入れと会計報告

- ① 2ヶ月毎に会館利用料金の入金及び、収支報告の実施
- ② エアコン使用料については毎月実施する。 (原則)

(5)会館内外の清掃

- ① 随時、利用者が利用後、床、トイレの掃除、点検等の徹底を図る
- ② 床掃除はモップ (レンタルモップ) と掃除機で行う
- ③ 鍵当番による1週間~10日に1回、会館内外の清掃を行う
- ④ 会館部員全員による会館内外の大掃除を行う(年2回)
- ⑤ 業者によるワックスかけ、エアコンクリーニング、窓掃除を依頼し行う (年1回)

(6)点検事項

- ① 電気関係の消灯
- ② 玄関・窓の戸締り
- ③ ごみの回収(ごみは各自持ち帰る)

(7)維持管理(修理等)

- ①トイレタンクの水漏れ(タンク取り替え)
- ② 手すりの設置

7. 自主防災委員会

(1)自主防災委員会の開催

定例開催(月1回)

- (2)防災倉庫の備品等の補充整備
- ① 防災倉庫の備品整理
- ② 部品の点検・修理と補充
- ③ 備品の購入
- (3)防災訓練の実施
- ① 無線による情報連絡訓練
- ② 消火訓練
- ④ 救出救護訓練
 - ・簡易担架等での被災者運搬訓練
 - ・心肺蘇生法と応急手当訓練
- ⑤ 一時避難場所の確保
 - ・テント及び災害用トイレの設置訓練
 - ・夜間照明の確保 (照明機器設置)
 - ・発電機の始動訓練
- ⑥ 炊き出し訓練

(4)防災知識の習得・普及活動

- ① 一時避難場所の周知徹底
- ③ 防災(知識)の講習会資料配布
- ④ 要支援者リストの配布及び訂正